

販売法令遵守

権限の明示

株式会社保険ポイント（以下「当社」）は複数の保険会社と募集委託契約をしている乗合保険代理店です。

損害保険

損害保険募集人は、お客様と引受保険会社の損害保険契約の媒介、もしくは締結の代理権を有しています。なお、当社で取り扱う保険商品の種類によっては媒介を行うもの、告知受領権を有するものもございます。お客様に告知いただいた内容が事実と異なる場合は、ご契約が解除や無効になり保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

生命保険

生命保険募集人は、お客様と申し込み先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また生命保険募集人には告知受領権もありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師のみが有しております。生命保険募集人に口頭でお話いただいても告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険契約の成立は保険会社の承諾をもって有効となります。

お客様への販売勧誘にあたって

当社は「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、お客様に保険商品を販売する場合の勧誘方針に関して、次の通り定め、適正な商品の販売業務に努めてまいります。

勧誘にあたって

- お客様の金融商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況、その他金融商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に応じた金融商品の説明および提供に努めます。
- 元本欠損が生じるリスクがある商品の勧誘時には特に上記を留意いたします。
- お客様に信頼される代理店となるため、各種の販売方法において、お客様に商品内容を正しくご理解いただける説明方法等創意工夫し、コンサルティング能力の向上に努めます。
- お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- 勧誘時には書面等の交付を行いご契約内容の重要事項をご説明し、お客様が十分に納得した上でご契約いただくよう努めます。

各種の対応にあたって

- 保険事故が発生した場合の保険金等のご請求手続きにあたりましては、公正で、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 保険金の不正取得を防止する適切な保険販売を行うように常に努力いたします。
- お客様のご意見、ご要望を販売活動に活かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適切な販売に努めます

- 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守します。
- お客様に関する情報については、適切な取り扱いを行い、プライバシー保護の観点から、その管理に万全を尽くします。

以上の方針は「金融サービスの提供に関する法律」に基づく当社の「勧誘方針」です。